

プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1017	10172011	NPO法人に対する資金調達制度の拡充	現在、公的な信用保証機関として経済産業省が所管する信用保証協会、農林水産省が所管する農業信用基金協会があるが、対象者がそれぞれ中小企業者と農業者に限定されている。少子高齢化が進むなかで、行政との連携・協働による地域づくりの担い手として大きな役割が期待されるNPOの積極的な活動を促進するため、資金面での強化方策として公的信用保証の対象範囲を特定非営利法人に拡大する。	秋田県が行っているNPO活動基盤整備事業等に加えて、NPOを対象とした保証制度の創設を図ることで資金供給チャンネルの多様化により資金供給の円滑化が図られる。	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005において「小さくて効率的な政府」の実現が掲げられているとあり、今後、行政部門の縮小が進むとともに、行政と民間との協働による地域づくりあるいは民間が主体となった地域づくりが進む。秋田県においても「新行財政改革推進プログラム」において民間との協働による地域の自立促進を重点テーマに掲げており、民間セクターの重要性は今後も増大する。そのため、民間部門の一翼を担う特定非営利法人の運営基盤を強化するため、資金供給の円滑化を促進する必要がある。	秋田県	秋田県	あきた地域力活性化プラン	現在、公的な信用保証機関として経済産業省が所管する信用保証協会、農林水産省が所管する農業信用基金協会があるが、対象者がそれぞれ中小企業者と農業者に限定されている。少子高齢化が進むなかで、行政との連携・協働による地域づくりの担い手として大きな役割が期待されるNPOの積極的な活動を促進するため、資金面での強化方策として公的信用保証の対象範囲を特定非営利法人に拡大する。
1057	10571020	農地法に係る転用許可権限の市町村への移譲	転用の許可権限の市町村への移譲	区域は、工業・準工業区域に近接する地域で、町内優良企業及び関連企業など町が認めた事業所で町内で操業している企業を対象とし、農業振興地域の整備計画の変更をおこない、農振地域から除外する。	昭和46年3月に稲美町において農業振興地域整備計画を作成したが、農用地利用計画によりほとんどの区域を農用地区域としたため、工場隣接地の農地の転用ができなくなり、工業地域を拡張しようとしてもできない状況である。町の将来を考えて、工業・準工業区域に近接する地域についての転用の許可権限を移譲してもらいたい。	兵庫県	兵庫県稲美町	稲美町地域活性化促進特区	兵庫県稲美町は瀬戸内臨海部の工業地帯に隣接しているが、稲美町の広範囲に農業振興地域を指定していることから、企業の進出の障害になっている。社会情勢の変化により当初の土地利用とは異なる弾力的な農地の利用を図り、迅速な政策決定を行い町内への企業進出誘致を促進し、町内経済の活性化並びに地域の雇用機会の創出を実現するため、農業振興地域の変更に係る権限の移譲を図っていただき、町の責任において土地の有効活用を行い、農業振興地域を有効活用し、稲美町の活性化を図って行く。
1137	11371010	農業振興地域整備法に係る県知事事務の市長への所掌の変更	<規制法律等> 農業振興地域の整備に関する法律 第4条(農業振興地域整備基本方針の作成)、第5条(農業振興地域整備基本方針の変更)、第6条(農業振興地域の指定)、第7条(農業振興地域の区域の変更等)、第8条(市町村の定める農業振興地域整備計画)、第11条(農用地利用計画の決定手続)、第15条(都道府県知事の調停)、第15条の15(農用地区域内における開発行為の制限)、第15条の16(監督処分)、第15条の17(農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等) <規制緩和の内容> 農業振興地域整備法において、県知事事務と規定されている「農業振興地域の指定」「農業振興地域の整備計画の変更」「開発行為の制限」などの市長への所掌の変更。 <規制緩和による効果> 自然・社会・経済的な諸条件など地域の実情に応じた特色ある農業振興が可能となる。各地域の実情に応じた土地利用を図るために都市計画部門との密接な調整が行えることから、総合的なまちづくりが可能となる。開発行為については、都市計画法との整合が図られ、市長による一元的な調整が可能となる。	<規制緩和の内容> 農業振興地域整備法において、県知事事務と規定されている「農業振興地域の指定」「農業振興地域の整備計画の変更」「開発行為の制限」などの市長への所掌の変更。 <規制緩和による効果> 自然・社会・経済的な諸条件など地域の実情に応じた特色ある農業振興が可能となる。各地域の実情に応じた土地利用を図るために都市計画部門との密接な調整が行えることから、総合的なまちづくりが可能となる。開発行為については、都市計画法との整合が図られ、市長による一元的な調整が可能となる。	<現状規制の問題点> 本市は、人口約80万人規模の都市でありながら、農業産出額・水田面積等の規模において、いくつかの都府県の規模をも超える全国随一の大農業都市である。そのよう中、土地利用規制に係る法律において、都市計画法は既に中核市長に事務権限が移譲されており、また農地法についても地方自治法による特別条例により、事務権限の移譲が可能である。しかしながら、農業振興地域整備法では、政令市長に事務権限はなく、全国随一の大農業都市である本市が政令市へ移行した場合でも、現状と変わらない。 <規制の特例を適用する根拠> 本市は、いくつかの都府県の農業規模をも超える全国に例のない大農業都市であり、県知事権限を所掌するにたる実態を備えた都市である。したがって、農業振興地域の整備に関する法律において、県知事事務と規定されている「農業振興地域整備基本方針の策定」「農業振興地域の指定」「農業振興地域整備計画の変更」「開発行為の制限」などを市長が所掌することによって、他の土地利用法令との整合が図られ、市長による一元的な土地利用調整によるまちづくりを行える。	新潟県	新潟県新潟市	大農業都市特区構想: 農業振興地域整備法に係る県知事事務の市長への所掌の変更	農業振興地域の整備に関する法律における県知事事務について、これを市長が所掌することに変更することにより、地域の実情に応じた農業振興を推進することができるとともに、都市計画法との整合が図られ、農業・農村と都市の共生・調和した総合的なまちづくりが可能となる。
1175	11752010	サーマルリサイクルに向けての木質バイオマスの具体的な有効利用について	バイオマスはH14年に「新エネルギー」として法的に認知されているが、縦割り行政が障害となり、「一般廃棄物」に指定されている。未利用間伐材(松食虫対策による林地残材含む) 剪定枝(公園・街路樹など) ダム・災害流木 パレット・木箱などがエネルギーとして活用されず単焼却されている。又、森林整備の際に発生する未利用林地残材も併せて「新資源」として優先有効利用を義務づけを要望するものである。 * 松食い虫はサーマル処理であれば確実に死滅する	「サーマルリサイクル」に利用することが明確であり、尚かつ 半径100km以内で発生する木くずに関しては「一廃」「産廃」に関わらず木質バイオマス(林地残材・製材工場残材・一般廃棄物に含まれる木くず)を優先利用することを義務づけることにより新エネルギーの原料を無駄なく集荷することができる。	福島県大信村に100%売電する「木質系バイオマス発電所」が始動する。今まではサーマルリサイクルのみであったが、これはCO2削減効果の高いサーマルリサイクルであり、京都議定書・地球温暖化防止に大きく貢献するものである。サーマルリサイクルを推進するためにその原料となる木質バイオマスを無駄なく集荷することが重要である。今回の発電所はまさに「バイオマス」総合戦略に基づき実現しようとするものである。	福島県	日本樹木リサイクル協会、(株)ツヤマグリーンプロジェクト	サーマルリサイクルのための木質バイオマス流通構想	福島県内に大規模な自給自足型ではない、100%売電の木質系発電所施設が稼働する。バイオマス=新エネルギーとして法的に認知されたものの、既存の施策のままではせっかくの有効な資源が活用されない。 「一般廃棄物であれ産業廃棄物であれ、木くず=新エネルギー燃料としての新たな認識のもと、次世代のエネルギーとしての貴重な資源を無駄なく有効利用するために環境価値の高い処分方法を選択するよう義務づけ(但し100km以内にサーマルリサイクル施設がある場合)ることを提案するものである。

プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1175	11752030	森林廃棄物の定義づけ	林地残材を森林廃棄物とし、有効利用及び伐採地の5年以内の植林の義務づけ。	林地残材は森林廃棄物とし、早急に有効利用もしくは伐採跡地に5年以内に植林することを義務づけることで逼迫している日本の森林問題を解決する糸口になる。	日本も林地残材による様々な問題があり、早急な対応を迫られている。同様の措置をしている国では顕著にCO2削減を達成している。この対策により一国も速く健全な森林を取り戻すべき	福島県	日本樹木リサイクル協会、(株)ミツヤマグリーンプロジェクト	サーマルリサイクルのための木質バイオマス流通構想	福島県内に大規模な自給自足型ではない、100%売電の木質系発電所施設が稼働する。バイオマス=新エネルギーとして法的に認知されたものの、既存の施策のままでではせっかくの有効な資源が活用されない。「一般廃棄物であれ産業廃棄物であれ、木くず=新エネルギー燃料」としての新たな認識のもと、次世代のエネルギーとしての貴重な資源を無駄なく有効利用するために環境価値の高い処分方法を選択するよう義務づけ(但し100km以内にサーマルリサイクル施設がある場合)を提案するものである。
1223	12232010	既存補助金利用施設のそれ以外の施設への転用使用緩和措置	補助事業で整備した施設を、目的外の施設に転用し利用する際の「適正化法」の適用除外及び手続きの簡素化	既存学校給食施設・集会所・農家などを利用した農業直売所・食品加工施設への転用・使用条件・許可等の緩和	これからの農業は販売方法・販売先を考慮した販売戦略を持って営農する事が必要です。生鮮農産物としての直売所等地元販売、農産物を加工した食品加工販売、学校給食・外食産業との契約販売など付加価値(地産地消)を如何に付けていけるかである。その基本として地域消費者から支持される・選ばれる農産物に加え、様々な農業ソフト産業を付加していかなければならない。	愛媛県	(有)ジェイ・ウィングファーム、(有)フォレストファーム、NPO法人TIES21えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と「東温ブランド」構築東温農業産業再生プロジェクト	都市計画法の用途制限の緩和、既存補助金利用施設のそれ以外の施設への転用使用緩和措置、裸麦による酒などの醸造許可の条件緩和、新規農業後継者受入支援措置、有害鳥獣駆除の許可条件の緩和措置
1267	12672010	農地転用に係る国の関与の排除	4haを超える農地転用許可を県に移譲すること。なお、2haを超える知事の許可については国への事前協議制を廃止すること	基礎自治体への権限移譲	農地転用の許可にあたっては、法律に定められた許可基準に基づき、地域レベルで土地利用のあり方を政策的に判断して、処理可能であることから、必要以上の国の関与を排除することを提案する。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元氣な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1267	12672090	審議会の必置規制の廃止	審議会の設置の如何については、地方自治体の自主的な運営方針に委ねるべきである。	審議会の設置について、その必要性等については、地方自治体の裁量に委ねるべきである。	本県においては、平成16年度に第二次行政システム改革推進計画を策定し、その中で、設置目的及び設置必要性等について必置規制の見直しを提案していくこととした。 検討の中で、以下の5つの審議会については、設置の必要性や、県条例での設置で十分であるとの判断に達しているため、今回、これら5つの審議会の必置規制の見直しを提案する。【必置規制見直し提案を行う審議会】・広島県固定資産評価審議会・広島県農業共済保険審査会・広島県広島港地方港湾審議会・広島県尾道糸崎港地方港湾審議会・広島県福山港地方港湾審議会	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元氣な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。

プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1267	12672120	農業委員会及び農業会議の必置規制の廃止	必置規制を廃止した上で、農業委員会の役割及び設置の妥当性・必要性について検証を行い、基礎自治体が地域の実情にあった農業委員会の体制を整えるべきである。	農業委員会の活動自体が形骸化しているケースがあるなど、その取組みは、地域によって差がある。 分権改革を進める観点からも、農業委員会の設置については、必置規定を廃止した上で、その役割や設置の妥当性・必要性について検証を行い、各基礎自治体が、地域の実情に応じた農業委員会の体制を検討することが最適である。	農業委員会の活動については、農地の有無等により地域差が生じているのが現状であり、必ずしも、すべての市町村に設置されるべきものではないと考える。 本県が進める分権改革の観点からも、農業委員会の役割及び設置に係る妥当性・必要性について各基礎自治体で検討を行い、その地域の実情にあった農業委員会の体制整備を行っていくことが必要であるため、必置規制のはいしを求めると。 また、都道府県農業会議についても、その活動内容について、農業委員会の活動と通じるものがあるが、農業委員会と同様、必ずしも必置とされる理由がないことから、併せて必置規制の廃止を求めると。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に進める。
1267	12672150	農業経営体育成に関する事務の基礎自治体による総合的実施のための制度見直し	農業経営基盤強化促進法等の法施行事務の基礎自治体による総合的かつ一元的実施	農業経営基盤強化促進法に係る法施行事務や、生産・流通・加工施設等の施設整備に係る事務や事業実施について、基礎自治体で総合的に実施できるようになることで、より地域に密着した取組みが展開できる。	農業経営基盤強化促進法に係る法施行事務や生産・加工・流通施設等の整備などの農業経営体の育成に関する事業については、平成17年度から一部補助金の交付金化が行われたところであるが、現時点においても、国、県の関与は残っている。 これらの事務や事業等については、市町村合併により規模、能力の拡大した基礎自治体でも十分対応可能であり、また、より地域に密着した基礎自治体においてそれらを行っていくことが適当であると見られる。 よって、基礎自治体でこれらの事務及び事業が総合的に実施できるよう制度の見直しを提案する。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に進める。
1267	12672170	地方で策定する各種計画の事前協議制の廃止	地方公共団体が策定する各種計画は、国・県が策定する上位計画に則して策定することが個別法上義務付けられているので、必要以上の国等の関与を排除することを提案する。	国や県に対する事前協議や同意の手続きが廃止されることにより、必要以上の関与が排除され、各基礎自治体での自主的・総合的な取組みが可能となる。	土地利用基本計画をはじめとする地方公共団体が策定する各種基本計画等については、国や県が策定する計画を上位計画として、その計画に即して策定されている。 また上位計画に即して策定することは、各事業等の個別法等に基づいて行われている。 しかしながら、個別法等に基づいて策定されている計画であるにもかかわらず、これらの基本計画等は、さらに国への事前協議(同意)を必要としており、必要以上の関与がなされている。 したがって、地方公共団体が策定する各種基本計画等については、これらの観点を踏まえ、必要以上の関与が排除されるよう、制度の見直しを行う必要がある。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に進める。
1267	12672210	森林国営保険に係る事務の民間開放	森林国営保険において県が行っている事務について、民間でも実施できるよう制度の見直しを提案。	森林国営保険において県が実施している事務を民間に開放することにより、民間活力の有効活用及び事務の効率化が期待できる。	現在、森林国営保険に係る各種事務については、県からの委託に基づき県森林組合連合会が行っている事務と、法的に県の事務とされている事務が存在する。 県の事務とされている証書作成事務や、国への報告なども含めて、事務の効率化の観点等から、県域団体である県森林組合連合会が実施できるよう制度を見直すべきである。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に進める。